

令和8年度茨城県里親養育包括支援（フォスタリング）事業（県北・県央・鹿行地区）
業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度茨城県里親養育包括支援事業（県北・県央・鹿行地区）業務委託（以下「委託業務」という。）を受託するもの（以下「事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中及び委託解除後における里親養育への支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）並びに養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 内容等

本事業は、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号）（以下「国実施要綱」という。）及び「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（平成30年7月6日付け子発0706第2号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。

（1）事業内容

① 里親制度等普及促進・リクルート事業

一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施する。

ア 地域で開催される各種集会等への里親等の派遣・講演会の実施（年間12か所以上）

新規里親開拓のため、地域で開催される各種イベント等の中で積極的に説明会等を実施するとともに、里親等による講演会を開催する等、制度の周知を図る。

また、有識者による講演会等の開催に努めること。

イ 普及啓発物品の作成（約2千部）

必要に応じて啓発物品を作成（最終案を県と協議する。）し、広報配布物と

ともに配布する。

なお、作成については、必要に応じて外部委託することを妨げない。

ウ 広報配布物の作成及び配布（約3万部）

里親制度等の普及啓発のため、チラシ・パンフレット・リーフレット等、必要な広報配布物を作成（最終案を県と協議する。）する。

各種イベント等により広く一般に配布するとともに、関係機関への周知を図る。

なお、作成については、必要に応じて外部委託することを妨げない。

エ 広報戦略の立案

里親希望者の年齢層や里親を希望する理由等、現状分析を行い、里親制度等の普及啓発に効果的な広報戦略を立案する。

養育里親を目的としたリクルートを中心に行う。

オ 里親希望者への調査とアセスメント

里親希望者に対し、具体的な手続方法等のガイダンスを通して、アセスメントを行い（アセスメントチェックシート（様式第1号別紙①）使用のこと）、その結果をアセスメント結果報告書（様式第1号）に記載する。

カ 里親希望者の報告書作成

里親希望者へのアセスメントや、里親登録に必要な研修の修了後、里親希望者の家庭訪問等を行い、終了後、里親登録申請者個票（様式第2号）を作成し、上記オのアセスメント結果報告書と併せて、里親の居住地を所管する児童相談所へ提出する。

※ 親族里親については、児童相談所で所内での面接や家庭訪問等を実施してアセスメントを行うため、報告書は作成しない。

② 里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修・登録前研修及び更新研修、未委託里親や委託後の里親に対し、子どもの様々な事例に対応するトレーニングや里親セミナーを実施する。

ア 基礎研修・登録前研修及び更新研修（基礎研修・登録前研修・更新研修は年2回以上実施）

（ア）養育里親研修・養育里親更新研修（基礎2日、登録前4日、更新1日実施）

研修の対象者、実施方法等は、「養育里親研修制度の運営について」（平成21年3月31日付け雇児発第0331009号）により定められた研修を実施すること。

（イ）専門里親更新研修（年間3回以上実施）

研修の対象者、実施方法等は、「専門里親研修制度の運営について」（平成

14年9月5日付け雇児発0905003号)により定められた研修を実施すること。

(ウ) 養子縁組里親研修・養子縁組里親更新研修(基礎2日、登録前4日、更新1日実施)研修対象者、実施方法は、「養子縁組里親研修制度の運営について」(平成29年3月31日付け雇児発第0331第37号)より定められた研修を実施すること。

ウ 茨城県独自研修

茨城県の里親として必ず理解しておくべきことについて基礎、応用、実践と段階的に学ぶことを目的とし、登録する全ての里親を対象にした茨城県独自の研修を体系化し、実施すること。また、委託里親、未委託里親に対し、必要に応じ、それぞれの養育技術の向上を図ることを目的とした研修を実施すること。未委託スキルアップ研修を実施した場合は、研修終了後に未委託スキルアップ研修実施報告書(様式第4号)を各児童相談所へ提出する。

エ 更新希望者へのアセスメント

更新希望の里親に対して更新研修を実施し、法定研修の修了者名簿と一緒に更新者名簿を県に提出する。また、更新を希望しない者に対して、消除の受付方法を伝える。

③ 里親委託推進等事業

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

委託候補里親の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月30日付け雇児発0330第9号(以下「里親委託ガイドライン」という。))を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

ア 里親家庭のリスト作成

事業実施地区の里親家庭の委託可能の有無等に関する里親家庭一覧表(様式第5号又はデータベース化したもの)を作成し、里親を支援する他機関等に確認しながら、随時更新し、児童相談所から児童の委託等への相談を受けた際には、その一覧表を提出する。

イ 里親家庭の状況把握

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもに対し、委託の候補となる里親家庭を速やかに選定できるよう、里親

の意向や状況等について、書面、対面、家庭訪問等の調査を行い、随時、最新の情報を上記アのリストに反映させる。

また、子育て短期支援事業(ショートステイ)に係る意向確認及び調整を行う。

ウ 里親家庭の候補者の選定

児童相談所からの里親選定依頼に基づき、適当な里親を選定する。その結果については、児童相談所へ里親情報表(様式第6号)にて報告する。

エ マッチング(面接・外出・外泊)

別に定めるマッチングマニュアルに基づき、児童相談所が決定した委託先候補者と、子どもの委託前交流支援を行う。

里親委託予定者に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の関係づくりを行う。

また、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。実施状況については、マッチング支援実施状況報告書(様式第7号)を随時児童相談所へ提出する。

オ 里親委託等推進委員会の開催

里親委託等推進委員会の構成員は、児童相談所の職員、施設の里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、里親フォスタリング機関等里親支援機関とする。

里親委託等推進委員会は、里親委託の推進を目指し、情報交換を行ったり、学識経験者から必要に応じて助言・指導を受けたりする会議をいう。事業者は、開催日程や内容について、青少年家庭課及び児童相談所と相談すること。

カ 更新希望者へのアセスメント

更新研修が修了した更新希望者に関して、里親再調査票(様式第9号)を作成し、児童相談所に提出する。(必要に応じて家庭訪問等を行い、現状確認を行う。)

④ 里親訪問等支援事業

里親等が孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、児童の養育に関する支援を実施する。

本事業については、児童入所施設に配置されている里親支援専門相談員と連携して実施する。

ア 里親等への訪問支援

種別に関わらず、登録里親及び委託後の里親とその委託児童に対して、定期的(※)に訪問支援を行う。

特に、児童の委託後間もない時や里親等が養育に不安を感じ始めた時、2人以上の児童を委託している時など、里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるようにする。

※ 定期的な期間は、里親委託ガイドラインを参考とする。

里親に対するレスパイト・ケア(※)について、里親とこれを受け入れる里

親や施設の間での調整を行い、申請書を取りまとめて随時児童相談所へ提出する。

また、レスパイト・ケア終了後、受け入れた里親や施設より児童観察記録を受け取り、里親及び児童相談所へ提出する。

※ レスパイト・ケアについては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日付け子発0218第3号）に基づくものとする。

イ 里親及び委託児童に対する相談

来所が困難な里親家庭に対し、電話やメール、SNS相談を行う。必要に応じて、里親宅等へ訪問支援を行う。訪問や電話相談等を通じて、里親養育の状況に応じた支援のコーディネートを行う。

ウ 上記ア及びイについては、随時児童相談所へ報告する。

エ 里親家庭の交流機会の提供

里親や里子が集い、相互の交流を行い、情報交換や交流を深めるための里親等交流会（里親サロン等）を年数回実施すること。内容については、事前に実施地区の児童相談所と協議する。交流会実施後、里親交流事業報告書（様式第8号）を児童相談所へ報告する。里親交流会については、里親連合会と共催を可能とする。

また、里親会が実施する里親サロンなどにも積極的に参加する。

オ 親子面会交流の調整・実施

児童相談所と連携のもと、場所の確保及び立ち合いを含めた実親子の面会交流等の支援を行う。

カ 自立支援計画の見直し案の作成

事業者は、里親が作成する養育状況報告書を集約し、自立支援計画について必要箇所の見直し案を追加・修正し、その児童を所管している児童相談所へ提出する。

また、事業者は、自立支援計画の見直し案が完成した後、管轄の児童相談所に情報の共有を図るため、見直し案について協議する場を設ける。

キ 委託解除後の里親家庭への支援

児童の家庭復帰や不調による委託解除の場合においても、里親家庭へ訪問するなどの支援を行う。なお、不調による委託解除の場合は、不調の要因や支援体制について分析・評価したものを任意の様式で児童相談所に提出する。

ク 委託解除後の児童への支援

児童自立生活援助事業所Ⅲ型（以下「Ⅲ型」という。）を利用する児童に対し、Ⅲ型が解除されるまでの間、訪問等必要な支援を行う。

(2) 事業の実施体制

職員の配置

事業の実施にあたっては、次の①から④までの専任職員を配置する。また、それぞれに複数の補助員を配置することができる。

- ① 里親リクルーター 専任1名 主に(1)①の業務を担当する。
- ② 里親トレーナー 専任1名 主に(1)②の業務を担当する。
- ③ 里親等委託調整員 専任1名 主に(1)③の業務を担当する。
- ④ 里親等相談支援員 専任1名 主に(1)④の業務を担当する。
- ⑤ ①から④までのうち1人が事業の統括をする、統括責任者となる。
- ⑥ 職員については、資格要件を満たすことを証明する書類を添えて、青少年家庭課に提出すること。提出する内容について変更があった場合は、速やかに青少年家庭課に報告すること。
- ⑦ 万が一やむを得ない事情により、従事する者を変更する場合は、事前に青少年家庭課に連絡し、許可を得ること。変更にあたっては、引継ぎ等を十分に行うこと。
- ⑧ フォスタリング業務を担う職員は、国実施要綱に定められたフォスタリング業務に携わる職員向けの研修に参加すること。

(3) 設備

本事業の実施に当たり、次の設備を備えること。

- ① 事務室
- ② 相談室等、里親等が訪問できる設備
- ③ トレーニング等に使用する会議室等

(4) 職員の資格要件

(2) ①から④までの資格要件は次の①から⑤までのいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) (1) ①から④までの事業に関する留意事項

(共通)

- ① 児童相談所と事業者との間で依頼、報告、通知等を行う際には、原則として文書で行うものとする。
- ② 里親支援専門相談員と3（2）①から④までの事業担当者とを兼務することはできない。
- ③ 講演会・説明会・研修会等への実施時期、実施回数について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ④ 事業者は、実施地区の児童相談所、市町村、児童養護施設等との連携を図り、事業遂行に努めること。
- ⑤ 事業者向けの相互研修及び情報共有を県央・県北・鹿行地区と県南・県西地区とでそれぞれ年1回以上実施し、技術の向上及び統一した里親支援を行えるよう努めること。
- ⑥ 契約を行った法人は、統括責任者を置くものとする。
- ⑦ 統括責任者は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会に出席すること。なお、必要に応じて事業担当者を出席させることを妨げない。
- ⑧ 他の事業担当者との連携を取り、包括的な里親支援に努めること。

（里親制度等普及促進・リクルート事業）

- ① リクルート活動には、里親支援専門相談員と連携を図り、幅広い年齢層にリクルートできるようにすること。
- ② 里親ホームページのポスター及びチラシにおいて、大きく変更が生じる場合は、県と協議しながら進めること。

（里親研修・トレーニング等事業）

- ① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施地区、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
また、基礎研修・登録前研修については、年2回以上実施、更新研修に関しては年2回以上実施すること。
- ② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、県が指定する団体等に委託することができること。
- ③ ファミリーホームの養育者及び補助者は「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」（平成21年3月31日付け雇児発第0331011号）において、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するように努めることとされているため、これらのものが受講できるように配慮すること。
- ④ 参加者に対し、必要な託児の用意をすること。
- ⑤ 研修の中で演習を行う場合には、研修が効果的になるよう、少人数のグルー

ブで実施するなど工夫をすること。

- ⑥ 事業者は、原則として実施地区の施設を使用して施設実習を行うこと。
また、施設実習終了後、児童養護施設等からの請求に応じて委託料の支払いをすること。
- ⑦ 研修受講者が居住地の実施地区以外で受講を希望する場合は、受講を受け入れるものとする。
- ⑧ 全ての研修は無料とし、受講者から受講料や教材費などを徴収しないこと。
ただし、養育実習での食事を提供する場合は、その実費を受講者に対し請求できるものとする。
- ⑨ 実習に当たっては、里親の怪我や、里親が法的な賠償責任を負う場合に備え保険に加入すること。
- ⑩ 事業の実施地区の里親支援専門相談員と連携を図り、研修受講者のサポートに努めること。
- ⑪ 必要な研修を受講していない者に対し、参加を促すこと。
- ⑫ 各研修の実施後、速やかに、当該研修の修了者名簿を県青少年家庭課及び各児童相談所に提出すること。

(里親委託推進等事業)

- ① 子どもと里親とのマッチングや、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。
- ② 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。(日曜の家事業を活用する。)

(里親訪問等支援事業)

- ① 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子(以下「委託された子ども等」という。)の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。
- ② 里親等から援助の依頼があった場合には、里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。
- ③ 援助に当たっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき等、訪問等で状況の把握を行い、適切な援助ができるよう留意すること。
- ④ 里親等への訪問により、里親及び委託された子ども等への指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断し

た場合には、里親等への指導を含む初期対応を行い都度必要な指導を行うこと。併せて、速やかに児童相談所に報告し、十分な連携の上、経過確認を行うこと。

- ⑤ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、あらかじめ里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。
- ⑥ 里親等交流会は、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。
- ⑦ 調整に当たっては、委託された子ども等と保護者、里親との関係に留意すること。
- ⑧ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。
- ⑨ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。
- ⑩ 夜間・土日の相談支援体制の整備について、平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談支援体制を必要に応じて整備すること。
- ⑪ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

養育里親研修・養育里親更新研修・専門里親更新研修・養子縁組里親研修・養子縁組里親更新研修の内容については以下のとおりである。

	目 的	期 間	内 容
①基礎研修 (6月 ～ 7月) (10月 ～ 11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する。 ・今日の要保護児童とその現状を理解する（虐待、障害、実親がいる等）。 ・里親に求められるものを共有する（グループ討議）。 ・養子縁組制度や家庭裁判所への手続き、真実告知の重要 	1日 + 実習1日程 度	<ul style="list-style-type: none"> ①里親制度の基礎 I ②保護を要する子どもの理解について ③地域における子育て支援サービス ④先輩里親の体験談・グループ討議 ⑤実習（乳児院見学）

	性、養子縁組固有と考えられる課題を理解する。		
②登録前研修 (6月～7月) (10月～11月)	・社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身に着ける。	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ ②里親養育の基本 ③子どもの心 ④子どもの身体 ⑤関係機関との連携 ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習(児童養護施設等)
③更新研修 (5月・10月)	・里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要	①社会情勢、法改正など ②児童の発達と心理・行動上の理解など ③養育上の課題に対応する研修 ④意見交換

※上記の内容を基本とし、実施地区で研修内容に差が出ないようにすること。

4 事業の実施地区

県北・県央・鹿行地区(中央児童相談所・日立児童相談所・鉾田児童相談所管内)

水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村、大子町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

5 実施状況報告

事業者は、事業完了後、翌年度の4月10日までに事業実績報告書(様式第1号)を提出すること。

6 関係書類の整備等

- (1) 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 事業者は、支出内容を証する書類を整備して、帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。
- (3) 事業者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業対象者に対する支

援の記録を県に引き継がなければならない。

7 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ青少年家庭課の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額

8 その他の事項

(1) 仕様変更

事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、青少年家庭課の指示に従うこと。

(3) その他

ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、青少年家庭課と協議すること。

イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する可能性があること。

ウ 未委託里親や委託後の里親の意向に配慮すること。

エ 未委託里親や委託後の里親の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

(4) 事業者は、里親支援を行っている児童相談所の担当職員及び関係機関と十分に連携を図りながら里親家庭の支援に当たること。

(5) 事業者は、委託業務の実施にあたり、県内の里親支援機関と情報交換等を行い、必要に応じて連携を図ること。